

目 次

告 示	ページ
4 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正…	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会委員の就退任について ……	2
辞 令	
事務所長の任免について ……	2

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 4 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 4 年 2 月 10 日から実施した。

令和 4 年 3 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

改正後	改正前																		
<p>2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務</p> <p>(1) 総括店 (略)</p> <p>(2) 収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">公金の出納所轄事務所</th> <th style="width: 20%;">取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕</th> <th style="width: 60%;">収納店の名称 (会費収納の事務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略) " 大形支店 " 稲葉支店 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	新潟市事務所	(略)	(略) " 大形支店 " 稲葉支店 (略)	(略)			<p>2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務</p> <p>(1) 総括店 (略)</p> <p>(2) 収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">公金の出納所轄事務所</th> <th style="width: 20%;">取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕</th> <th style="width: 60%;">収納店の名称 (会費収納の事務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略) " 大形支店 " 松浜支店 " 稲葉支店 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	新潟市事務所	(略)	(略) " 大形支店 " 松浜支店 " 稲葉支店 (略)	(略)		
公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)																	
新潟市事務所	(略)	(略) " 大形支店 " 稲葉支店 (略)																	
(略)																			
公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)																	
新潟市事務所	(略)	(略) " 大形支店 " 松浜支店 " 稲葉支店 (略)																	
(略)																			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

公 告

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

退 任	勝 見 洋 人	令和4年2月28日
退 任	東 寛	令和4年2月28日
退 任	井 上 敬 一	令和4年2月28日
就 任	勝 見 洋 人	令和4年3月1日
就 任	東 寛	令和4年3月1日
就 任	嶽 岡 方 子	令和4年3月1日

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和4年3月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和4年1月29日付け	五泉市事務所長を免ずる	五十嵐 明
令和4年2月9日付け	五泉市事務所長を命ずる	田 邊 正 幸